

令和9年度組織改正と 今後の執行体制について

令和8年（2026年）10月7日

総合教育会議資料

総務部総務課

第 1 章 組織改正の背景と目的

○なぜ、今、組織を変えるのか

人口減少という社会の転換期を迎えるなか、「一人ひとりにやさしい ささえあいのまち 宝塚」の実現を目指して、市民サービスの質を維持・向上していけるように、これまで当たり前としてきた職員の意識を変革する取組を進めています。

また、今後も様々な市民ニーズに対応していくため、行財政経営方針を踏まえながら、職員一人ひとりが広い視野と高い自律性を持ち、日々の業務に取り組むことができる組織を目指します。

そこで、限られた人員の中でも市民サービスの質を維持・向上させ、持続可能な行財政経営を実現するため、関連性の高い部門がより一体的に連携できる組織体制への見直しを行い、部門間調整に要する負担や重複業務の縮減を図ることで、職員が市民対応や政策課題への対応により注力できる組織への改編を検討しています。

○組織改正を取り巻く近年の動きと今後の予定

令和10年4月を目途に、全庁的に関連部署の連携強化と業務効率化を目指して、大きく以下の3ステップで組織改正を進めることとしています。

- ・ **令和8年（2026）年4月（実施済み）**

○本市が進める「医療・福祉・介護・保健」の連携について取組を推進するため、健康福祉部に「たからづかモデル担当」を設置。

- ・ **令和9年（2027）年4月（予定）**

①学齢期 までを含めた一体的で切れ目ない支援を目指して、
子ども未来部を教育委員会へ移管（一部を除く。 P.7,13参照）。

②地域づくりとの連携や、産業振興・観光施策と結びついた施策展開を図るため、
社会教育部門を市長事務部局へ移管（一部を除く。 P.20参照）。

⇒これらの組織の改編を行うため、令和8年12月市議会（定例会）において、組織の改編に必要な条例（**P.21,22参照**）の制定に関する議案を提出する。

- ・ **令和10年（2028）年4月（予定）**

○連携強化と業務効率化を目的に、全庁的な組織の改編を行う。

第2章 令和9年度に実施する2つの組織変更

○変更の概要

組織	これまで	令和9年度から
子ども未来部	市長が所管	教育委員会が所管 (一部を除く。P7,P13参照)
社会教育部	教育委員会が所管	市長が所管 (一部を除く。P20参照)

〇なにが変わるのか

学齢期までを含めた一体的で切れ目ない支援を目指して、保育所・認定こども園の運営や子育て支援サービスを担う「子ども未来部」が、市長の所管から教育委員会の所管に移ります。

小学校をはじめとする教育関連施設の有効活用などにより、市の課題の一つである地域児童育成会の待機児童対策を引き続き、連携して進めます。

なお、たからっ子総合相談センター（あのね）の2課については、こども家庭センターとして母子保健分野との連携強化を重視し、市長事務部局に存置します。

また、「地域づくり」とも密接な関連がある社会教育施設やスポーツ・文化に関する事務について、他の地域振興関連行政と合わせて市長が一元的に所管することで、より効果的かつ質の高い行政サービスを提供することを目指します。

さらに、社会教育、文化、生涯学習及びスポーツ振興に関する取組については、その重要性を十分に踏まえ、移管後も継続的に推進し、地域づくりや市民交流などとの連携を強化することを前提として改編を行います。

○なぜ変えるのか

子ども未来部の教育委員会への移管により、乳幼児期の保育・子育て支援から学校教育・青少年育成まで、子どもの成長を教育委員会が一体的に支える体制を整えます。

子どもの育ちを支えるためには、保育・子育て支援と学校教育が連携し、一貫した支援を提供することが重要です。特に、保育・子育て支援は市長事務部局が、幼稚園・学校教育は教育委員会がそれぞれ担ってきたことによる連携上の課題を解決し、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援をより効果的に実現します。

また、社会教育部門の市長事務部局への移管により、社会教育と地域づくりの連携強化や、スポーツ、観光、文化、商工などをさらに強く結びつけた施策展開を進める体制とします。

これまでに培われた市民の学びや人材育成の成果を、市全体のまちづくり施策に直結させ、地域課題の解決が効果的になされることを目的としています。

さらに、社会教育、文化、生涯学習及びスポーツ振興に関する取組については引き続き、効果的かつ質の高い施策の推進を図るとともに、地域づくりや市民交流との連携を深めながら、より充実させることを目指します。

○市民への影響

- 今回の改編により、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校へのつながりがより強化されるなど、子どもの育ちに一貫して寄り添う支援体制が充実します。
- 公民館・図書館と地域づくり施策との連携が深まるなど、生涯学習や地域活動がより身近で利用しやすいものになることが期待されます。また、社会教育、文化及び生涯学習に関する取組についても、移管後も継続的に推進し、これまで以上に地域づくりや市民交流との連携を深めることで、市民の学びや文化活動の充実を図ります。
- 今回の組織改正は、市役所内部の組織体制を見直すものです。市民の皆様が各種サービスをご利用いただく際の手続きや制度は、これまでと変更ありません。保育所・認定こども園への入所申込み、児童手当関係手続き、各種子育て支援サービスの手続きなどは、引き続き現在の窓口で対応いたします。公民館・図書館・スポーツ施設等の利用方法や開館時間についても、変更はありません。
- (※) 令和9年4月以降、一部の担当部署名や問合せ先が変わる場合があります。変更が生じる際は、事前に広報たからづかや市ホームページでお知らせいたします。

1 市長の職務権限に属する子ども・子育て関連施策の 教育委員会への移管について

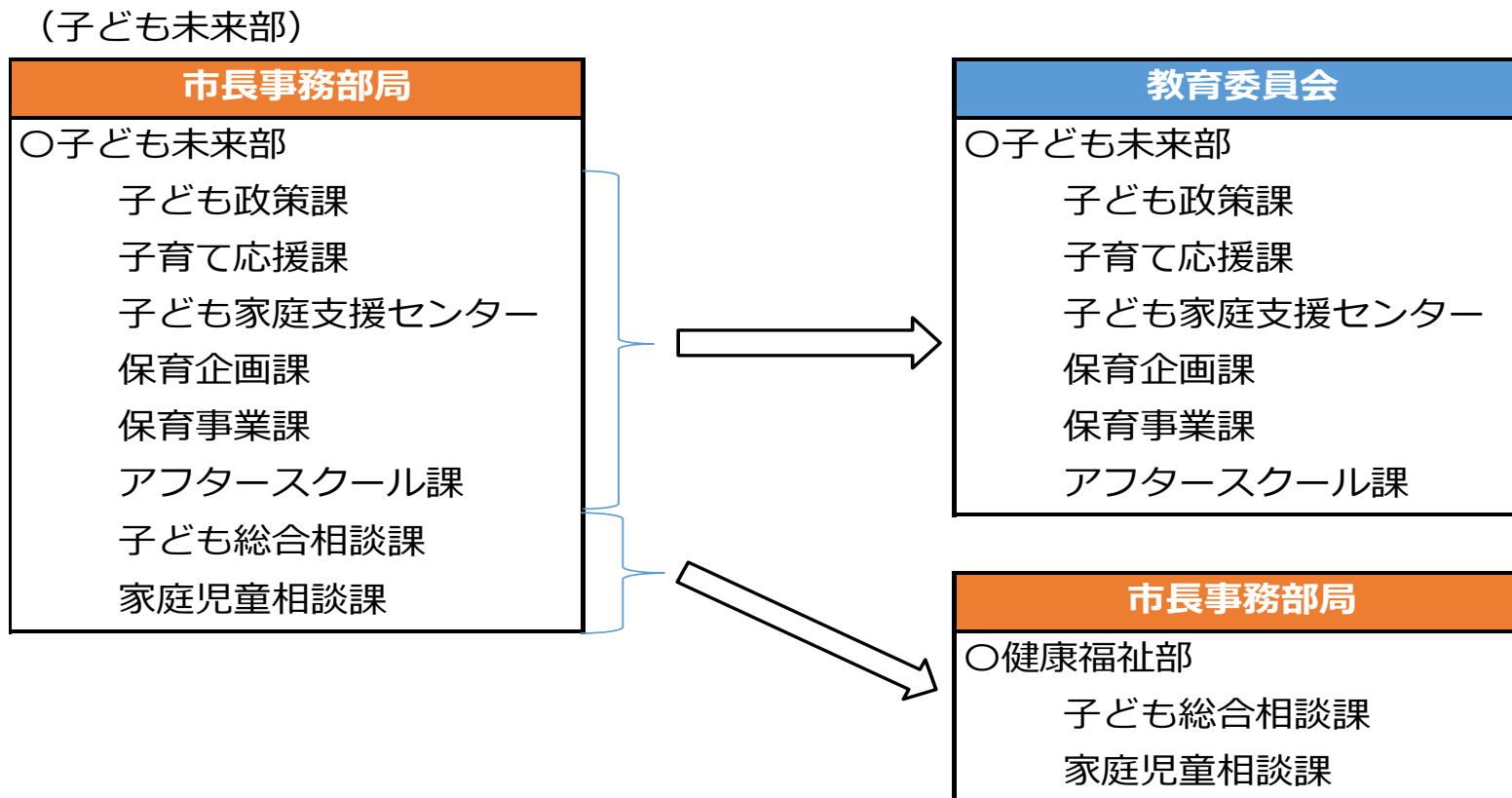
(1) 趣旨・目的

- 子ども・子育て関連施策を教育委員会に移管して一元化することで、就学前から就学後まで一貫した切れ目ない施策展開を目指す。
- 子ども・子育て関連施策の移管後に教育委員会事務局内で連携体制を構築するとともに、子ども施策を一体的に推進するため、効果的、効率的な事務執行に資する組織体制を検討する。
- 地域児童育成会の待機児童対策については、小学校をはじめとする教育関連施設の有効活用が必須であるため、教育委員会に移管（事務委任）して学校現場などと連携して推進する。

(2) 子ども未来部の主な所掌事務（教育委員会に移管するもの）

担当課	主な分掌事務
子ども政策課	子ども施策に係る企画・調査及び研究、子ども施策の総合調整に関する事 こと など
子育て応援課	児童手当、母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事 こと など
子ども家庭支援センター	子育て相談、子育て支援サービス、ファミリーサポートセンター事業、家庭教育に関する事 こと など
保育企画課	市立保育所の管理運営、私立保育所の指導、幼保連携に関する事 こと など
保育事業課 (保育所含む。)	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定、私立保育所・幼稚園の助成、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整、利用者負担額に関する事 こと など
アフタースクール課	放課後児童健全育成事業、地域児童育成会、放課後子ども教室に関する事 こと など

(3) 令和9年度（2027年度）からの体制（案）



※教育委員会に移管する課の分掌事務のうち、
子どもの権利サポート委員会、いじめ問題再調査委員会などの一部の事務は
市長事務局に存置する。

(4)-1 令和9年度（2027年度）における事務移管の方法（権限の所在）

	教育委員会が市長の事務を 【補助執行】する場合	教育委員会へ市長の事務を 【委 任】する場合
権限の所在	市長	教育委員会
決定権	市長	教育委員会
責任	市長	教育委員会
市長の関わり方	本来は市長の権限に属する事務を、教育委員会事務局の職員が補助的に処理する	市民への影響や内容の重要性に応じて、市長に報告・協議する
教育委員会の関わり方	市民への影響や内容の重要性に応じて、教育委員会（又は教育長）に報告・協議する	市長の権限に属する事務について、委任の範囲内において、教育委員会がその権限で処理する

(4)-2 令和9年度（2027年度）における事務移管の方法（権限の所在）

《子ども未来部》	委任・補助執行
子ども政策課の所掌事務	補助執行
子育て応援課の所掌事務	補助執行
子ども家庭支援センターの所掌事務	補助執行
保育企画課（保育所含む。）の所掌事務	補助執行
保育事業課の所掌事務	補助執行
アフタースクール課の所掌事務	委任

(4)-3 令和9年度（2027年度）における事務移管の方法（権限の所在）

【執行権限に係る今後の整理について】

移管当初は、現行の人員体制や事務執行の方法を維持し、安定した業務運営を確保するため、教育委員会事務局職員による補助執行により事務処理を行う。

その後、教育委員会事務局内で事務の整理と体制整備を進めながら、数年以内を目途として、段階的に市長の権限を教育委員会に委任し、教育委員会が直接事務を執行する体制へ移行する。

事務の性質や執行体制を踏まえ、教育委員会において執行することが適切な事務については教育委員会に権限を移し、教育委員会の責任の下で、教育分野を含む子ども施策の一体的な推進を図る。

2 教育委員会の職務権限に属する生涯学習関連施策の 市長事務部局への移管について

(1) 趣旨・目的

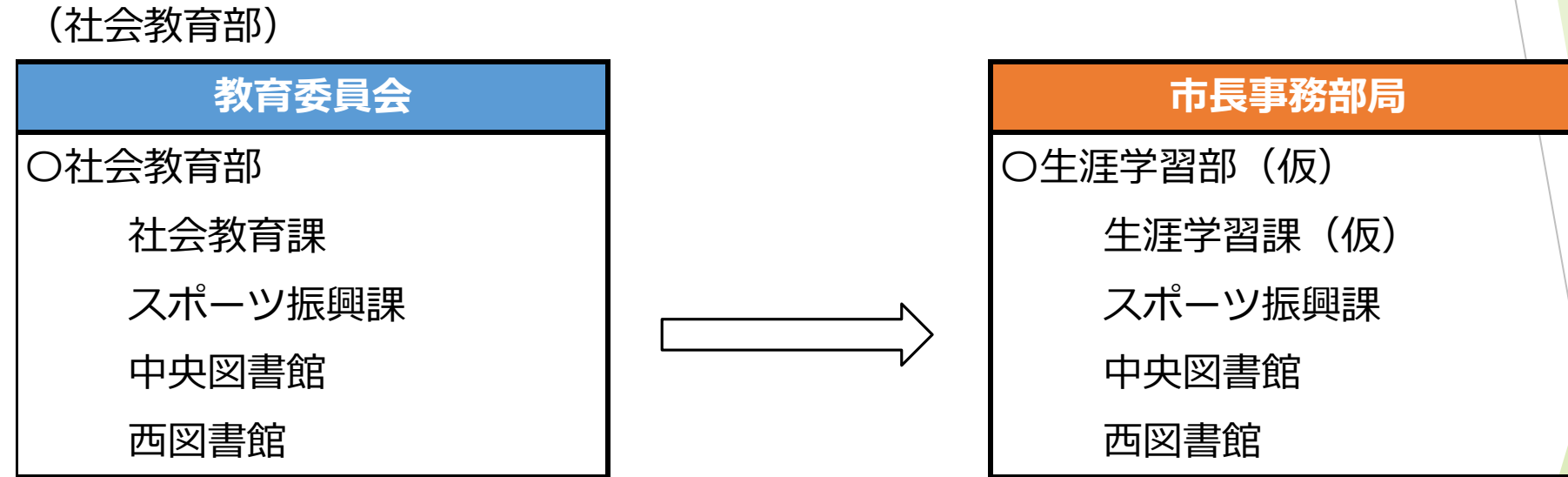
- 社会教育、文化、生涯学習及びスポーツ振興に関する施策が、市民一人ひとりの学びや交流を支え、地域社会のつながりやまちの魅力向上に資する重要な取組であることを踏まえて、その意義やこれまで培ってきた成果を十分に踏まえ、これらの分野を引き続き重要な施策として位置づけた上で、より効果的に推進していくことを前提として、組織の改編を行う。
- 文化（文化財に関することを含む。）やスポーツ（学校体育を除く。）の施策においては、本市の歴史的・文化的資産の保存と活用の均衡や市民スポーツの振興に留意した上で、観光や産業振興、まちづくり等とのこれまで以上の連携や一体的な運用を行い、より効果的かつ質の高い施策の推進を図る。
- 公民館・図書館などの社会教育施設やスポーツ施設は、幅広い世代の市民を対象に施策・事業を展開しており、市長事務部局で行っている地域振興施策や市民交流施策との連携を強化することで、双方の施策・事業の効果を高めることを目指す。

(2) 社会教育部の主な所掌事務（市長事務部局に移管するもの）

担当課	主な分掌事務
社会教育課	社会教育の企画調整及び推進、社会教育施設の整備、公民館、文化財、歴史民俗資料館の管理及び運営に関する事 等
スポーツ振興課	市民スポーツの企画調整及び推進、市民スポーツ関係団体及び指導者の育成、スポーツ施設の管理及び運営に関する事 等

（施設）中央図書館、西図書館

(3) 令和9年度（2027年度）からの体制（案）



※学校支援地域本部事業など一部の事務は、教育委員会に存置する。

(4) 令和9年度（2027年度）における事務移管の方法（権限の所在）

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条について】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条を根拠として、職務権限の特例についての条例（以下「特例条例」という。）を定めることにより、市長が、特例条例に定めた教育に関する事務を管理し、及び執行することとすることができる。

特例条例の制定により、職務権限そのものが市長に移り、市長がその権限と責任を担うこととなる。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、**条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。**

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事
(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
 - 二 スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)。
 - 三 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)。
 - 四 文化財の保護に関する事。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。